

「行田市地域公共交通会議設置要綱」の一部改正について

1 改正の理由

道路運送法(昭和26年法律第183号)が改正され、令和5年10月1日から施行されたことに伴い、これまで地域公共交通会議で行っていた一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等に関する協議について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、別の協議会(運賃協議会)を設置し、運賃等を定めようとする事業者のみが協議に参加することとされました。

このことから、運賃等の協議をする場合、行田市地域公共交通会議に「運賃協議部会」を設置することとするため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- 第1条 地域公共交通会議の設置根拠として引用している条項を削るもの。
- 第2条 協議事項から運賃・料金に関する規定を削り、協議事項の順序を整理するもの。
- 第7条 道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議をする場合に、運賃協議部会を置くことを規定するもの。

3 施行日

一部改正の要綱の公布の日から施行するものとする。